

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から41年3月まで

私は、昭和39年2月に当時住込みで働いていたA市の会社を退職し、B市に住んでいた両親と妹を呼び寄せて、同年3月から自営業を始めた。

両親はB市にいたころに国民年金に加入し、A市に来てからも引き続き母親が自分達夫婦の保険料を納付していたので、同居していた私についても母が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料も一緒に納付してくれていたと思っていたが、両親だけ納付となっていて、私だけ未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足時から60歳になるまで未納無く自身の国民年金保険料を完納しており、一緒に納付していたとする申立人の父親の国民年金保険料についても未納が無いことから、申立人の両親の納付意識は高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月2日に払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるとともに、市役所においても、当時、窓口で過年度納付書を配備していたとしている。

さらに、申立人自身のその後の国民年金納付記録を確認すると、60歳に達した平成16年11月に至るまでの463か月の間、前納を含め未納なく納付している状況が確認できる。

これらのことから、納付意識が高い申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、申立期間に係る申立人の保険料を過年度納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月

私達夫婦は、自営業ではあったものの国民年金に加入していなかったが、将来のことを考え、平成8年6月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その際、過去2年分の保険料を納付することができることを聞き、過年度納付書の発行を受け、私が現年度の保険料と一緒に過年度の保険料も納付していたが、申立期間が夫婦共に未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人夫婦は、平成8年6月14日に国民年金の加入手続を行って以降、現在に至るまでの間、未納無く国民年金保険料を納め続けている上、国民年金に加入する直前の6年5月から8年3月まで（申立期間の1か月を除く。）の保険料については、同年6月24日に発行された過年度納付書により、すべて納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦は、平成8年6月から10年4月までの間において、夫婦二人分の現年度の国民年金保険料と1か月分の過年度保険料（8年6月24日発行の納付書に基づくもの）を、毎月末に計画的に納付し続けていることが確認できることから、申立人夫婦が申立期間についてのみ、未納のまま放置しておくとは考え難い。

さらに、申立人の納付計画上、申立期間の過年度保険料を納付することになる平成9年5月ごろには、申立人夫婦に転居等の生活状況の変化は無かったとしている上、申立期間は、夫婦共に1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月

私達夫婦は、自営業ではあったものの国民年金に加入していなかったが、将来のことを考え、平成8年6月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

その際、過去2年分の保険料を納付することができることを聞き、過年度納付書の発行を受け、妻が現年度の保険料と一緒に過年度の保険料も納付していたが、申立期間が夫婦共に未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人夫婦は、平成8年6月14日に国民年金の加入手続を行って以降、現在に至るまでの間、未納無く国民年金保険料を納め続けている上、国民年金に加入する直前の6年5月から8年3月まで（申立期間の1か月を除く。）の保険料については、同年6月24日に発行された過年度納付書により、すべて納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦は、平成8年6月から10年4月までの間において、夫婦二人分の現年度の国民年金保険料と1か月分の過年度保険料（8年6月24日発行の納付書に基づくもの）を、毎月末に計画的に納付し続けていることが確認できることから、申立人夫婦が申立期間についてのみ、未納のまま放置しておくとは考え難い。

さらに、申立人の納付計画上、申立期間の過年度保険料を納付することになる平成9年5月ごろには、申立人夫婦に転居等の生活状況の変化は無かったとしている上、申立期間は、夫婦共に1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から43年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間当時、店を経営する両親が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。国民年金の加入手続については、婦人会員でもあった近所に住むA町（現在は、B市）の役場職員が、「Cちゃんも二十歳になったんやね。」と加入勧奨に来られたのを覚えているので、その時に両親が手続を行ったと思う。国民年金保険料は、その役場職員又は別の婦人会の方が自宅に集金に来ていて、両親が自分たちの保険料と一緒に納付していた。申立期間について、両親の年金記録が納付済みになっているのに、私の年金記録のみが未納となっているのは不自然であり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金に加入して以降、第3号被保険者期間と第3号特例納付期間の間の2か月間及び申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人は、20歳の時点で、近くに住んでいた町役場職員から加入勧奨を受けたことを契機として、両親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和42年7月に払い出されていることが確認できる上、B市役所によると、申立人が加入勧奨を受けたとする職員が当時実在し、その住所は申立人と同一の集落であるとしており、申立人の主張の信憑性は高い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、両親が、両親の保険料と一緒に納付組織を通じて納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の両親は、申立期間を含め、国民年金制度の開始から60歳に達するまでのすべての期間について保険料を納付していることが確認できる上、B市役所によると、当時は婦人会を通じた収納が一般的であったとしており、申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立期間①については、国民年金の加入手続を行っていないながら、その直後の当該期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である上、申立期間②については、その前後が納付済みであり、当該期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年3月まで

昭和47年7月から49年3月までの期間が、保険料の免除を受けていることになっていますが、私はその期間に、毎月集金人に私と主人の二人分の国民年金保険料を現金で支払っていました。

私の分だけ納付となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、60歳になるまでの国民年金加入期間（406か月）において保険料の未納期間が無く、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間について夫婦二人分の保険料を合わせて集金人に納付し、保険料の支払いの都度に領収書を受け取っていたとしているところ、市によると、昭和48年度以降、印紙を国民年金手帳に貼付する保険料の徴収形態から、納付書による保険料の徴収形態に切り替えており、当時集金人が保険料の受取り時に「国民年金保険料領収証書」を渡していたとしていることから、申立人の申立内容は信ぴょう性が高いものとみられる。

さらに、申立期間について、申立人がその夫の国民年金保険料をすべて納付していながら、自身の申立期間に係る国民年金保険料を免除のままで納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から40年3月まで

平成20年6月に、社会保険事務所で私の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、妻が納付してくれていたはずの申立期間に係る保険料が未納となっていることが分かった。

私の妻は、保険料を納付した経緯について、次のように話している。

まず、昭和39年の春に、役所の人が自宅に来て、「会社を辞めると国民年金への加入が義務付けられているので、さかのぼって半年分の保険料を払っていただきます。」と言ったので、当時は失業中で二人の幼児を抱え家計は苦しかったが、仕方なく半年分の保険料を納付した。次に、「幼児がいて納付は大変だから、また、半年先に集金に来ます。」と言われ、後に、半年分の保険料を自宅に来た集金人に納付した。最後に、A市に住居を移した後の40年の春ごろに保険料を納付した。当時、保険料の領収書は受け取ったと思うが、現在は何も残っていない。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年3月25日に払い出されていることが確認できるため、申立人は、この時点において、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付することができる上、申立てのとおり、市役所では、申立期間当時、集金人により国民年金保険料を徴収していたとしており、申立内容の信ぴょう性が高いことがうかがえる。

また、申立人の妻が、i)自宅に来た集金人に申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付した当時の状況について明確に記憶していること、ii)申立期間に係る妻自身の保険料が未納であることについて、当時、家計が苦しい中、申立人の保険料だけを確実に納付したと説明していることからみても、国民年金の加入手続を行っていないながら、国民年金保険料を全く納付していないと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年5月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私は、昭和34年に結婚した後、夫の両親と同居しており、夫が自営業を始めた36年4月以降、義母が、私達夫婦二人分の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ってくれていた。

昭和44年に義父母と共にA市からB市に転居した際、私は、義母から年金手帳を預かり、それ以降の夫婦二人分の国民年金保険料については、私が農協などに納めに行った。

昨今、年金のことが問題になっていたため社会保険事務所に納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納になっていることを知ったが、義母は国民年金制度の発足時から保険料を納付してくれていたはずなので、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人夫婦が所持する年金手帳等により、その前後の期間の申立人夫婦の国民年金保険料が納付済みとなっている上、1期(3か月)ごとに夫婦同一日に納付されていることが確認でき、また、申立期間②の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に変化は認められないことから、当該申立期間の3か月分の国民年金保険料については、納付されていたと考えられる。

一方、申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間の後の昭和41年9月30日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点において、当該期間の大部分の保険料は時効により納付できない上、それ以前に、居住していたA市で別の国民年金手帳記

号番号が払い出された事情もうかがえない。また、申立人の義母が申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、義母は既に亡くなっており、申立人夫婦自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び申立期間①に係る保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年5月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私は、昭和34年に結婚した後、両親と同居しており、私が自営業を始めた36年4月以降、母が、私達夫婦二人分の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ってくれていた。

昭和44年に父母と共にA市からB市に転居した際、私の妻が、母から年金手帳を預かり、それ以降の夫婦二人分の国民年金保険料については、妻が農協などに納めに行った。

昨今、年金のことが問題になっていたので社会保険事務所に納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納になっていることを知ったが、母は国民年金制度の発足時から保険料を納付してくれていたはずなので、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人夫婦が所持する年金手帳等により、その前後の期間の申立人夫婦の国民年金保険料が納付済みとなっている上、1期(3か月)ごとに夫婦同一日に納付されていることが確認でき、また、申立期間②の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に変化は認められないことから、当該申立期間の3か月分の国民年金保険料については、納付されていたと考えられる。

一方、申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間の後の昭和41年9月30日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点において、当該期間の大部分の保険料は時効により納付できない上、それ以前に、居住していたA市で別の国民年金手帳記

号番号が払い出された事情もうかがえない。また、申立人の母親が申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、母親は既に亡くなっており、申立人夫婦自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び申立期間①に係る保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

夫の転勤に伴う転居のため、手帳や領収書など納付の証拠となるものは失ってしまったが、申立期間の国民年金保険料は払い続けていました。特にA市では、婦人会の人が集金に来て、手帳にシールのようなものをはっていたこと、その集金人は一定の人ではなく、その都度別の人だったことをよく覚えています。夫が厚生年金保険に加入し続けていたように、私も国民年金保険料を納付していたのは間違い無いので調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和36年3月に払い出されていることが確認できる上、納付方法についても、申立人は、B市在住時には市役所支所又は集金人を通じて、A市においては地区の婦人会を通じて納付したなどと具体的に主張しているところ、これらの主張は当時の両市の収納方法とおおむね一致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、今日の年金記録問題が予見されない昭和60年ごろから、社会保険事務所に対して記録訂正を求めているなど、その主張には一貫性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

結婚した昭和38年から、私は妻と共に、店を営んでいる。私たち夫婦は、国民年金を「将来の生活の糧」と考え、妻が、二人の保険料を一緒に年配の男性の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることは、妻が60歳になった時に知った。妻は、「自分の保険料を納付して、主人の保険料を納付しないことは絶対に無い。」と言っており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 当委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間について、申立人の妻は納付済みとなっている上、市の収滞納記録により、納付日が確認できる昭和50年度以降について、夫婦の納付日はおおむね一致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人及びその妻は、結婚（昭和39年）後の40年4月以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料を共にすべて納付している上、60歳以降も任意加入しているなど、夫婦共に納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から61年3月まで
② 平成2年2月

昭和58年12月にA市からB市に転居した後の期間が未納になっているが、間違い無くB市役所に行って支払いました。また、平成2年2月の1か月も未納になっているが、確かに支払った記憶がありますので訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B市役所内のC銀行の出張所で現金を引き出し、市役所の窓口で納付したとしているところ、同市は、「申立期間の納付方法は、現金、納付書、口座振替の3通りあり、市役所内にC銀行の出張所があった。」としており、申立人の記憶と一致している。

また、申立人は、2か月ずつ国民年金保険料を納付したとしているところ、B市は、「当時の納付は原則として1か月単位であるが、現年度分については手書きの納付書を作成していたので、2か月単位の納付も可能であった。」としている。

さらに、申立人が昭和58年12月にB市役所で転入手続を行ったことは国民年金被保険者台帳により確認できる上、同市は、「転入手続があれば国民年金の転入手続の案内をしており、国民年金の法定納付期限2か月経過時点において納付案内を行い、現年度分国民年金保険料については2度、3度と納付案内をしていた。」としていることから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人はB市役所から電話で納付勧奨を受けて

納付を行ったとしているが、同市は「当時、電話にて国民年金保険料の納付勧奨をすることはあり得ない。」としており、申立人の主張と相違している上、ほかに、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、平成19年後半ごろに年金記録が社会問題となったので、社会保険事務所で年金記録を照会したところ、①昭和48年7月から同年9月まで、②49年1月から同年3月までの期間が未納であるとの回答があった。夫婦二人分の国民年金保険料は、私自身が納付しており、夫の保険料が納付になっていて、自身の保険料が未納となっていることに納得できないので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人又は納付書で銀行に納付したとしているところ、申立人が所持する夫婦それぞれの国民年金手帳及び領収書から、申立期間前後における納付日及び納付先において、二人分をほぼ一緒に納付していることが確認でき、申立人の主張には信憑^{びよう}性が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人及びその夫は、昭和40年4月19日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立人の申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納が無いことが確認できることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の納付意識の高さがうかがえるとともに、夫の保険料分を納付していた申立人が自身の申立期間①及び②の保険料のみを未納としていることは不自然である。

さらに、申立人は、結婚した以降の生活状況に特段の変化は無かったとして

いる上、申立期間は、合わせて6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和49年前後に、国民健康保険の集金人の勧めにより、国民年金に加入した。加入手続は市役所で行い、36年4月から49年3月までの保険料をさかのぼって、49年ごろ、夫と共に、毎月分割で、月ごとに約1年分の保険料相当額を、郵便局において、納付書で納付した。苦しい生活の中で、国民年金保険料を納付したが、合計で何回納付したのか、また、保険料の総額については記憶に無いものの、その期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によると、昭和40年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料が特例納付され、47年4月から48年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる上、同社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年2月に払い出されていることが確認できる。このことから、申立人は、このころに加入手続を行い、同年4月から保険料の納付を開始するとともに、過去の保険料をさかのぼって納付したものと推認できるところ、申立期間②は過年度納付が確認できる期間と納付を開始した期間の間の期間であり、当該期間内の48年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月21日に同資格を喪失しているものの、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該厚生年金保険被保険者期間は平成20年6月6日に追加入力されていることから、過年度納付書が作成された時点では

認識されず、申立期間②に係る過年度納付書が発行されたものと推認できる上、特例納付を行った期間の保険料額よりも低額である申立期間②の保険料を未納とすることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出し以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間の国民年金保険料を納付するためには特例納付を行う必要があるが、申立人は当該期間の保険料額について明確に記憶していないなど納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和49年前後に、国民健康保険の集金人の勧めにより、国民年金に加入した。加入手続は市役所で行い、37年4月から49年3月までの保険料をさかのぼって、49年ごろ、妻と共に、毎月分割で、月ごとに約1年分の保険料相当額を、郵便局において、納付書で納付した。苦しい生活の中で、国民年金保険料を納付したが、合計で何回納付したのか、また、保険料の総額については記憶に無いものの、その期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によると、昭和40年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料が特例納付され、これに続く同年4月から48年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年2月に払い出されていることが確認できる。このことから、申立人は、このころに加入手続を行い、同年4月から保険料の納付を開始するとともに、過去の保険料をさかのぼって納付したものと推認できるところ、申立期間②は過年度納付が確認できる期間と納付を開始した期間の間の期間であり、特例納付を行った期間の保険料額よりも低額である当該期間②の保険料を未納とすることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出し以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間の国民年金保険料を納付するためには特例納付を行う必要があるが、申立人は当該期間の保険料額について明確に記憶していないなど納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 23 日から 36 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

A社を退職後、3つの病院に勤務した後の昭和40年11月2日に脱退手当金が支給されたこととなっているが、B社（申立期間③）を退職した時には一時金ももらっておらず、社会保険事務所に行った事が無いにも係わらず、脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和40年11月2日に支給決定されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、4回の被保険者期間のうち支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和46年6月1日、資格喪失日に係る記録を49年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、46年6月から同年10月までを6万8,000円、同年11月から48年9月までを7万2,000円、48年10月から49年3月までを8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から49年4月1日まで

夫は、A社には私の叔父の紹介により昭和46年6月に正社員として入社し、49年3月まで勤務していた。給与明細書等はないが、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚3人(二人は職工、一人は事務員)は、申立人が同社で勤務していたと証言しており、当該元同僚のうち一人は、「自分が申立人を昭和46年6月に入社させた。」と証言している。

また、申立人の妻は、「申立人がA社を退職してすぐに住居を転居し、転居手続時に国民年金保険料の申請免除ができることを説明され、申請免除の手続をした。」と主張しているところ、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳を見ると、昭和49年4月18日にB市内で転居(同社の所在地近くの住所から、市内の別の住所へ転居)している記録となっている上、同年4月

からの国民年金保険料は申請による免除となっていることが確認でき、申立人の妻の主張の信ぴょう性は高い。

さらに、複数の元同僚の証言から、申立期間当時にA社には職工6人（申立人を含む。）及びパート従業員数名が勤務していたと推認され、申立人を除く職工全員が同社における厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立人の退職後半年ほどして同社に採用され、申立人と同じ作業を行っていた元職工は、採用と同時期に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしている。

加えて、元同僚3人が、「従業員（職工）には勤務条件に違いが無く、給与から保険料が控除されていたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人はA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同年代の同種同業（職工）であった元同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和46年6月から同年10月までを6万8,000円、同年11月から48年9月までを7万2,000円、48年10月から49年3月までを8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成9年4月1日に厚生年金保険適用事業所の資格を喪失しており、確認することはできないが、社会保険事務所における同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に欠番が無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年6月から49年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年9月30日から25年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A支店における資格取得日に係る記録を昭和24年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月30日から25年7月1日まで
② 昭和25年8月31日から26年2月ごろまで

B社本社から同社C支店へ転勤し、会社が倒産した後も、同じ社名で同じ仕事を続けていたので、厚生年金保険の記録が続いているはずである。きちんと調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するB社本社及び同社C支店（社会保険事務所における事業所の名称は、A支店。以下同じ。）に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社本社の厚生年金保険被保険者資格を昭和24年9月30日に喪失し、同社C支店の被保険者資格を25年7月1日に取得していることが確認できるものの、同社本社及び同社C支店の複数の元同僚は、「申立人は本社からC支店へ転勤し、C支店が無くなるまでは勤務していた。」と証言している。

また、申立人は、在職期間の途中で給与の手取額が減ったことは無いとしており、B社C支店の複数の元同僚は、「支店長がしっかりした人であったので、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。」と証言している。

さらに、B社C支店における元同僚の証言から判断すると、営業を担当していた者（申立人も営業担当）は全員が同支店における厚生年金保険被保険

者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①についてはB社に継続して勤務し（昭和24年9月30日に同社本社から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和25年7月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は倒産しており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管しているB社支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社C支店は昭和25年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に11人（申立人を含む。）が同支店における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「B社本社は倒産したが、同社C支店では、全社員が残って、同じ業務を続けた。」と主張しているが、同社C支店の元同僚は、「C支店がつぶれた後、元支店長や元同僚と一緒に別会社をつくったが、その新会社には、申立人はいなかった。」と証言している上、他の元同僚は、「申立人は会社の倒産後、別の会社に就職したと思う。」としており、申立期間②における申立人の勤務状況が明確ではない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月26日から同年8月1日まで

A社には、昭和43年7月20日に前社を退職後、翌日から前任者に同行し挨拶回りをしたが、正社員としては同年7月26日に採用になった。

A社に勤務していた全期間の給与支払明細書から、29か月分の厚生年金保険料が控除されており、同社に係る厚生年金保険被保険者期間と1か月相違しており、昭和43年7月26日から勤務していた事は間違い無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月26日からA社に勤務していたと主張しているところ、申立人が保管している給与支払明細書（43年8月から45年12月までの明細書）を見ると、「25ㄞ」の記載がある明細書があることから、同社は申立期間当時、給与計算における締日を毎月25日としていたと考えられ、43年8月及び45年12月（申立人は同社を45年12月25日に退職）の給与支払額は日割による減額された支給額となっておらず、当該明細書に記載された出勤日数の記載から判断すると、申立人は43年7月26日から同社に勤務していたものと推認される。

また、上記給与支払明細書から判断すると、A社は厚生年金保険料を翌月控除としていたと推認でき、昭和43年8月の明細書では厚生年金保険料（同年

7月の保険料)を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間についてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書における支給額及び厚生年金保険料の控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和43年8月1日であることが確認でき、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を資格取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が43年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月15日から同年11月20日まで

私は、昭和26年3月にA社に入社して以降、平成4年7月に退職するまでの間、継続して同社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者資格記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和26年3月1日から平成4年7月31日までの間、同社に継続して勤務し(昭和26年10月15日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年11月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社における資格取得日に係る記録を昭和32年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月15日から同年5月1日まで

私は、昭和21年4月1日から51年9月10日までの間、継続してA社に勤めていたが、32年4月15日付けで同社C支店からB支社に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月間欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和21年4月1日から51年9月10日までの間、同社に継続して勤務し（昭和32年4月15日に同社C支店から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないことから不明であるものの、A社B支社が同社C支店の資格喪失日を同支社の資格取得日とすべきところ、誤った届けを行ったものと考えられるとしていることから、事業主が昭和32年5月1日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年4月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月20日から同年2月1日まで

私は、昭和37年12月22日にA社C支社に入社し、60年11月1日までとぎれる事無く勤務し、厚生年金保険料も給料から引かれていたが、40年1月20日に同社B支店に転勤した際の同年1月の厚生年金保険被保険者記録が欠落し、加入期間が1か月短くなっているため、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事経歴台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和40年1月20日に同社C支社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月24日から同年12月3日まで

私は、昭和24年4月1日にA社に入社し、60年10月5日の退職日まで同社に継続して勤務していた。

社会保険事務所の記録では昭和26年11月24日から同年12月3日までの期間が欠落しているが、同年11月24日にA社C支店から同社B支店に異動しており、勤務期間の欠落は無いので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和26年11月24日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録（昭和52年7月16日）を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月16日から同年9月1日まで
年金特別便で確認したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠けており申し立てた。申立期間は、A社からB社へ技術指導のため出向した時期であり継続して勤務した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社に係る給料明細票及び複数の元同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和52年9月1日に同社からB社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年6月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年9月まで

私は、昭和52年5月に結婚する際に、母親から、今までは国民年金の保険料を納めておいてあげたけど、これからは自分で納付するようと言われ、国民年金手帳を渡された。結婚後は私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。

結婚前の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付はすべて母親がしてくれていたため、私は関与していない。しかし、母親は几帳面な性格で、家族の保険料をすべて納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親(申立期間当時は厚生年金保険に加入)は既に亡くなっているため、申立人の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、同手帳の発行日として昭和51年10月5日のゴム印が押されていることから、申立人の母親は、同年10月に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。このため、申立期間のうち50年7月から51年3月までの国民年金保険料については過年度納付が、51年4月から同年9月までは現年度納付がそれぞれ可能である。

しかし、市では当時、集金人が過年度納付を取り扱うことはなかったとしており、同市の収滞納一覧表によると、申立期間における申立人の父親の保険料

と申立期間の直後の申立人の保険料がいずれも集金人に3か月ごとに納付されていることが確認できることから、過年度納付をしていた状況がうかがえない上、ほかに、申立人の母親が、過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、現年度納付については、社会保険庁の記録だけでなく市の収滞納一覧表においても、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付記録は無く、申立人については、国民年金の加入時点と考えられる昭和51年10月からの納付記録のみが確認できる上、ほかに、申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を現年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から47年3月まで

A店で働いていた昭和45年の春ごろに、店主から勧められたので、私は店主から渡された国民年金への加入の用紙に氏名、生年月日等を記載した。その後、毎月の給料から国民年金保険料300円程度が控除され、店主が店に来る集金人に納付してくれていた。店を辞めるとき、店主にこれからも続けて保険料を納付するよう言われ、年金手帳を渡されたことを、はっきりと記憶している。

その後、B市に引っ越し、C店で勤務していた昭和47年3月までの国民年金保険料納付記録も消えている。市役所で転入届を提出した際、年金手帳を持っていったと思う。金額までは覚えていないが、自分で郵便局の窓口で納付していた。

申立期間に係る年金手帳は、私の不注意で廃棄してしまい申し訳なく思うが、申立期間の保険料納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A店の店主及び申立人の双方について、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月からB市に引っ越す46年2月までは、A店の店主が給与から国民年金保険料を控除し、集金人に保険料を納付してくれていたとしているが、当該店主は申立人の保険料を給与から控除しておらず、納付したことも無いとしており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、A店を辞めるときに店主に渡された年金手帳を持参して、市役所で国民年金の手続を行ったとしているが、当該店主は申立人の国民年金

加入手続に関知しておらず、申立人に国民年金手帳を渡したことも無いとしている。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月6日に払い出されていることが確認でき、当該手帳で申立期間の保険料を納付するためにはさかのぼって納付することとなるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 42 年 3 月までの期間及び 42 年 8 月から 45 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 8 月から 45 年 10 月まで

私は、平成 20 年 6 月ごろに社会保険庁から送付された特別便により、昭和 36 年 6 月から 42 年 3 月までの期間及び 42 年 8 月から 45 年 10 月までの期間に年金記録が無いことが分かった。

しかし、昭和 36 年 6 月に市の集金人に国民年金の加入手続をし、毎月、領収書をもらう方法で国民年金保険料を納付しており、夫も同様の記憶があるにも係わらず年金記録が無いことに納得ができないので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立人が昭和 36 年 6 月から市の集金人に国民年金の加入手続をして保険料を納付していたとしているが、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、市によると、国民年金の加入手続を集金人が代行することはなかったとしており、ほかに申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、元近隣者と同じ集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、その元近隣者からは、申立人が申立期間当時に国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言までは得られなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 11 月 29 日に払い出されており、その前後の年金手帳記号番号の払出日を勘案しても、当該番号の払出日に不適正な処理はうかがえず、そ

れ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から45年8月まで

昭和41年3月にA市に住んでいた両親がB市に在住する長男と同居するために転居することになった。両親の転居に伴う手続を私が同市役所支所で行った際に、国民年金に加入するように母に勧められ加入した。当時の保険料は毎月、納付書で納付していた。

平成20年に社会保険事務所で記録照会したところ、約4年間で未納とされていることが分かった。母に勧められて年金に加入したはずなのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月13日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、これより以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、両親がA市からB市に転居してきた昭和41年3月に、母親に勧められて同市役所支所で国民年金に加入したとしているが、戸籍の附票によると、両親は同年11月にA市からC市に転居し、その後42年12月にB市へ転居したことが確認できる上、同年12月当時、申立人は厚生年金保険被保険者であったことも確認でき、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間当時の国民年金手帳や保険料の納付方法についての申立人の記憶も定かでなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和51年6月に会社退職直後に、国民年金の加入手続を市役所で行い、その時に46年4月から48年3月までの期間の保険料を今なら納付できると言われたので、一括で約3万円の保険料を納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和51年6月の会社退職直後に、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとしているが、当該時点では、申立期間の保険料は時効により過年度納付することができない上、第2回特例納付期間(49年1月から50年12月まで)を終了した以後の時点に当たることから、^{さかのぼ}遡って納付することもできない。

さらに、社会保険庁及び市の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月10日に払い出されていることが確認でき、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行っていることがうかがえ、51年6月ごろに加入手続を行ったとする申立人の記憶と相違している上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年3月まで
年金記録によれば、私が昭和60年2月に厚生年金保険に加入したため、既に納付していた同年2月から61年3月までの国民年金保険料（昭和60年度は前納）が還付されたとされている。私は国民年金保険料の還付金を受け取っていないので、改めて還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことについては、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票から確認できるが、当該原票には、「還付」の押印とともに「昭和60年2月から61年3月、91,370円、60.9.9」と記載され、申立期間に係る国民年金保険料相当額である91,370円が、60年9月9日付けで還付されたとの記録が認められる。

また、当該原票において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和60年2月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる上、市の被保険者名簿においても、同年7月に申立人の被保険者資格喪失を入力処理した記録が確認でき、国民年金の資格喪失に伴って申立期間の国民年金保険料が還付されたとすることは、一連の事務処理状況からみて不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 39 年 9 月まで

申立人は、昭和 36 年 6 月 1 日から 39 年 9 月まで A 社に勤務していたはずであるから、調査の上、記録を修正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された資料により、申立人が昭和 36 年 6 月 1 日から申立てに係る事業所である A 社に雇用されたことは確認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間については確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料 (給与明細書、源泉徴収票等) も無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和 30 年 12 月 1 日であり、同日から 41 年 9 月 30 日までの間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 46 人確認できるが、同名簿に申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、その記録に不自然さはみられない。

さらに、A 社は廃業しており、元事業主からの証言等を得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる元同僚からの証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月31日から29年3月31日まで

私は、A社に勤務していた時に手術をして、その時に健康保険で治療を受けたことをはっきりと覚えている。健康保険のみに加入して厚生年金保険に加入していないことはあり得ないと思うので、その勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、資格取得日が昭和25年5月1日、資格喪失日が29年3月31日であることが確認できるものの、当該名簿には「健保のみ」及び「厚生年金なし」の記載があり、記載されたすべての者（申立人を含む。）について、厚生年金保険の記号番号が記載されていない上、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、B業種に係る事業所が強制適用事業所として厚生年金保険への加入を義務づけられたのは昭和28年9月1日である上、A社は、29年1月1日に共済組合に加入していることが確認できることから、同社は健康保険の任意適用事業所とはなっていたものの、厚生年金保険については適用事業所とはなっておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月18日から8年5月1日まで

平成6年3月31日に定年退職し、同年4月18日からA社B事業所に5年間非常勤嘱託で勤務したにもかかわらず、同年4月18日から8年5月1日までの期間が欠落している事を年金特別便で知った。震災の時、大変な勤務をした期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが理解できない。また、その期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管している非常勤嘱託職員一覧表、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社B事業所に勤務していたことは認められるものの、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社C事業所（厚生年金保険における事業所名）における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成8年5月1日であることが確認できる。

また、社会保険事務所に保管されている事業所名簿を見ると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、同社C事業所が平成8年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同日にA社に関係する85事業所が適用事業所となっていることも確認できることから、同社においては、関係する事業所を厚生年金保険の新規適用事業所として同年5月1日に届出したものと推認される。

さらに、A社の担当者は、「申立期間当時の資料が無いため当時の状況は不明であるが、関係事業所の非常勤職員（嘱託を含む。）の給与計算（支払い及び保険料控除）は、C事業所で行っていた。」としており、申立人と同じ平成8年5月1日にA社C事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、申立人と同様にA社を6年3月に定年退職し、嘱託職員とし

てA社が管轄していた事業所に勤務していた者は、「自身も厚生年金保険被保険者期間が欠落していると思い、A社に確認したところ、関連の事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは8年5月1日であると説明を受けたので、保管していた給与明細書を見たところ、厚生年金保険の適用事業所となる以前は厚生年金保険料が控除されておらず、8年5月から保険料が控除されていた。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は昭和 52 年 3 月 21 日から研修を受け、試験に合格してA社に入社し、同年 10 月 30 日まで働いていました。しかし、厚生年金保険の加入記録が 7 月から 9 月までの 3 か月間しかないのは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に関する具体的な証言により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できるが、事業主は、当時の資料は無いものの、「入社前の研修期間に厚生年金保険に加入させることはあり得ず、また、入社後も 3 か月から 4 か月は見習いで、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立期間当時に同社に勤務していた複数の元同僚は、「入社後、しばらく見習い期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しており、当時、事業主は入社してすぐには厚生年金保険の加入手続きを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月10日から同年9月24日まで
② 昭和31年9月24日から32年3月9日まで

私は、昭和31年7月10日からA丸において乗務していたが、同年9月24日に下船、同日付けでB丸において乗務を開始し、32年3月9日に下船した。

A丸もB丸も、C港を基地とし、DやEを運搬する機帆船で、私の船員手帳には、両船における乗務履歴や給与が記されているにもかかわらず、両船共に船員保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳によると、昭和31年7月10日から同年9月24日までの間（申立期間①）はA丸に、同年9月24日から32年3月9日までの間（申立期間②）はB丸において乗務していた旨の記載があり、申立人が両船に船員として乗船していたことが確認できる。

また、当該船員手帳によると、A丸、B丸共に5トン以上の貨物船であったことが確認でき、両船共に船員保険の適用対象船舶であったことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A丸については、船員保険を適用していたとする記録が無く、また、B丸については、船員保険の最初の適用が昭和33年8月26日であったとされており、申立期間当時には船員保険の適用を受けていないため、申立人は、船員保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、国土交通省F運輸局によると、平成17年1月4日以降は、船員保険に未加入の場合、船員を雇い入れることはできないこととされているが、それ以前は、船員保険に未加入であっても、船員を雇い入れることは可能であったとしており、船員手帳に乗船履歴があるからと言って、船員保険に加入して

いたとは言えない状況にある。

加えて、B丸の当時の所有者によると、機帆船の場合、船員保険に加入していた船舶は少なく、B丸は申立期間当時、船員保険に加入していなかったとしている上、申立人が申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月7日から40年1月31日まで
もらわないで、置いておくように散々言われたが、昭和28年3月から33年2月まで勤めた分の厚生年金保険を一時金として受領したのは覚えている。そんな事があったので、再び一時金を請求してもらったことは無い。行ってもない事務所にて支払ったとの通知をもらい驚いている。調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年8月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 10 日から 41 年 9 月 30 日まで

A社に勤務していたころに撮ったスナップ写真が証明しているとおり、昭和 39 年 7 月 10 日から 41 年 9 月 30 日まで同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している「労働者名簿」では、申立人が昭和 40 年 5 月 26 日に同社に採用されたことは確認できるものの、退職日の記載は無く、申立人は既に死亡しているため、当時の同僚等も不明であり、勤務状況及び勤務期間が明確ではない。

また、上記の「労働者名簿」を見ると、申立人に係る失業保険（雇用保険）の記号及び番号は記載されているが、健康保険、厚生年金保険の記号及び番号欄には記載が無い上、申立人の氏名が記載された同じ頁に記載された 15 人のうち、申立人と同様に雇用保険の記号及び番号が記載されていない者は 11 人いるが、そのうち 8 人は当該名簿に記載された雇用保険の加入期間に国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人も昭和 41 年 4 月からの国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「労働者名簿からみて、申立人は短時間労働者であったと考えられる。」としている上、同社においては、厚生年金保険の加入者については「社会保険台帳」を作成しており、当該台帳を見ると、「労働者名簿」に厚生年金保険の記号及び番号の記載がある者について同台帳に記載され、標準報酬の変更履歴が記載されていることが確認できることから、同社は同台帳

に基づき厚生年金保険料を控除していたと推認されるが、当該台帳に申立人の氏名は無い。

加えて、社会保険事務所で保管しているA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間において健康保険番号に欠番は無く、連番となっており、申立人に係る記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで
昭和 43 年 2 月、A社に入社し、B社C工場で、組立てをしていました。
B社の社員と港の船の部品交換に行ったこともあります。兄が同社C工場の保安をしていましたので、証言してくれます。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所であるA社において昭和 43 年 2 月 1 日から 44 年 3 月 31 日までについても勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、45 年 10 月 28 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46 年 12 月 20 日に同資格を喪失していることが確認でき、43 年 2 月 1 日から 44 年 3 月 31 日までの申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、A社の元従業員 17 人のうち、一人は申立人を記憶しているものの、勤務期間については判らないとしており、他の 16 人は申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所は既に廃業しており、人事記録又は在籍証明等により申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管している申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されておらず、同名簿の整理番号には欠番も無く、記録に不自然な点はみられない上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間についてのみ、当該事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されて

いたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 21 日から 42 年 4 月 6 日まで
② 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 5 月 9 日まで

A社の分の脱退手当金はもらった覚えがある。会社に手続をしてもらい受取りも会社を通してもらったと思う。その後勤めたB社とC社の脱退手当金は手続をしていないし、もらってもいない。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録に、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和46年11月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所は、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書を保有しており、当該請求書等には、A社、申立てに係る事業所であるB社及びC社の3社が記載されており、脱退手当金を請求した申立人の押印がある上、小切手の交付日等も、確認できる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。